

競技者登録規程

(趣 旨)

第1条 本規定は、本連盟公認競技会に参加する競技者を管理し、本連盟が行なう選手強化事業の対象者を明確にするために設ける。

(目 的)

第2条 本規定は、競技登録者を以下に挙げる項目の対象者とするを目的とする。

- ① 本連盟が設定する SAJD ポイント制度による国内ランキング
- ② 本連盟が強化対象とする強化指定選手及び日本代表選手の選考
- ③ 本連盟が行なう選手強化事業への参加資格及び情報連絡

(資 格)

第3条 本連盟に競技者登録しようとする者は、本連盟の正会員であること。

(手 続)

第4条 本連盟に競技者登録しようとする者は、本連盟所定の競技者登録申請書に必要事項を記入の上、競技者登録料を添えて本連盟に送達する。この到着をもって登録完了とする。
2 本連盟は、登録完了者に対して、直ちに競技者登録証を交付する。

(更 新)

第5条 競技者登録の有効期間は、登録を完了した日から8月31日までとし、毎年これを更新する。
2 次年度の更新は、前年度の8月31日までにその手続きを完了しなければならない。
3 更新をする場合は、その競技者のコード番号は、そのまま継続する。
4 登録を抹消する場合は、登録者本人が書面をもって本連盟に届け出ること。

(携帯義務)

第6条 競技会に参加する競技者は、必ず競技者登録証を携帯しなければならない。

(変 更)

第7条 転居、転勤、その他の都合で登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに登録者本人が本連盟に書面にて届け出ること。
2 登録者本人から変更届が出された場合は、本連盟は直ちに競技者登録証の変更をしなければならない。
3 競技者登録の変更は、本連盟への届け出があった日より有効とする。

(資格喪失)

第8条 次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消し、これを公表する。
(1) 本連盟の制定する規約等に違反した場合
(2) 競技者登録者として本連盟の体面を著しくけがした場合

(登 録 料)

第9条 年次登録料は、1,000円とする。

(登録の疑義)

第10条 競技者登録に関して疑義を生じた場合理事会の決定による。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。